（削る）

第５～第９　（略）

（別紙２―51　ぶり）

第１　（略）

第２　管理年度

大臣管理区分　７月１日から翌年６月末日まで（ステップ１）

都道府県　以下の①及び②の区分に応じた期間とする。

①　次に掲げる都府県　４月１日から翌年３月末日まで（ステップ２）

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県

②　次に掲げる道府県　７月１日から翌年６月末日まで（ステップ１）

北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県

第３～第５　（略）

第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１　法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量及び同項第３号の大臣管理漁獲可能量並びに国の留保について、「試行水準」として設定する。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、２及び３に基づく数量を算出し、「試行目安数量」として提示する。

２　試行目安数量は、漁獲可能量から国の留保を除いた数量に、令和３年（2021年）から令和５年（2023年）までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出することを基礎とする。ただし、関係者の間で別段の合意がある場合には、当該合意に基づき算出する。

３　国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動等を勘案して定める。なお、ステップ２において国の留保からの配分を行うこととはしないものの、ステップ３以降の取組に向けて、配分の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。

第７～第９　（略）

（別紙４－２　すけとうだら日本海北部系群）

第１　（略）

第２　資源再建計画の期間

令和４管理年度から令和18管理年度まで

（削る）

④　令和６管理年度の漁獲実績が、令和７年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再々計算される令和６管理年度の生物学的許容漁獲量以下となる場合には、追加数量を令和７管理年度の漁獲可能量に追加する。

第５～第９　（略）

（別紙２―51　ぶり）

第１　（略）

第２　管理年度

大臣管理区分　７月１日から翌年６月末日まで（ステップ１）

都道府県　以下の①及び②の区分に応じた期間とする。

①　次に掲げる都府県　４月１日から翌年３月末日まで（ステップ１）

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県

②　次に掲げる道府県　７月１日から翌年６月末日まで（ステップ１）

北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県

第３～第５　（略）

第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

本則第１の２⑸②のステップ２の取組を開始する際に定める。

第７～第９　（略）

（別紙４－２　すけとうだら日本海北部系群）

第１　（略）

第２　資源再建計画の期間

令和４管理年度から令和23管理年度まで

第３　暫定管理基準値

⑴　別紙２－９の第３の資源管理の目標に定めるとおり、暫定管理基準値は、限界管理基準値である親魚量171千トンとする。

⑵　別紙２－９の第４の漁獲シナリオに定めるとおり、暫定管理基準値達成年度は、10年後の令和13年度（2031年度）とし、当該年度に資源水準の値が暫定管理基準値を上回る確率は、50パーセントとする。